

「障害児教育」は、いつから？

「重症児施設入所中の児童の就学の法的根拠は？」に関連し、障害児教育について、色々文献をあたる中で以下のことが解ってきた。

明治政府が初期に学校制度を定めた文書の中に、今でいう障害児教育の「学校アルベシ」の文字が見られ、政府の念頭にあったことを伺わせられるようであるが、最初から分離教育が唱われていたようである。先の終戦までは、障害児への教育は、あくまで義務教育の枠外で各種学校での資格であり、一部の至徳家や社会事業団体(?)により行われていたようである(明治11年京都府盲啞院 - 視覚障害児、聴覚障害児 -、明治24年滝乃川学園 - 知的障害児 -、昭和7年光明学校 - 肢体不自由児 -、等々)。

昭和21年公布の新憲法の元、昭和22年学校基本法で全ての児童の教育権保障が唱われたにも拘わらず、障害児全てが十分にその恩恵に与ることはなかったようである。昭和31年の公立養護学校整備特別措置法による養護学校の設置の促進、昭和54年の養護学校の義務制を経て、障害児の全員就学が保障されたはずである。

それにも拘わらず、学校教育法第23条の保護者の就学義務の猶予・免除の規定があり、児童福祉法第48条の各児童福祉施設の長の入所児童の就学させる義務規定から、重症児施設の長が外れているのは、どういうことなのだろうか。

こうして見ると、障害児教育に関しては、まだまだこの社会は法的には成熟した社会とは言い難いようである。

特に、重症児と呼称される子ども達のごことは、社会の法整備等恩恵からはいつも後回しの感を拭えない(今年度からの支援費制度の中にも重症児の文字は見られない。またまた重症児の生活に関わる問題 - 例えば、医療的ケア - はその対象からは曖昧にされているよう)。

それ故、社会の色々な側面から重症児問題から検討し直し取り組むことは、社会の成熟に繋がる重要なことと云えるのであるが.....。

こうした障害児教育の過去の歴史、経過等について、情報等をお持ちの方は、ぜひお聞かせいただきたい。

(2003年04月02日 記)